

売上が減少した事業者への給付金

新型コロナウイルス感染症や燃油価格・物価高騰の影響を受けている事業者の経営を支援するため、売上が減少した事業者に給付金を給付します。(久慈市 中小企業者緊急支援臨時給付金)

給付金
10万円

対象となる事業者

対象業種

建設業、鉱業、製造業、情報通信業、運輸業、卸・小売業、金融・保険業、不動産・物品賃貸業、専門・技術サービス業、娯楽業、学習支援業、医療・福祉業、飲食・宿泊業、その他サービス業など ※詳細は裏面をご覧ください。

要件

令和3年12月～令和4年9月までの期間で1カ月間の売上が令和元年又は令和2年同月と比較して15%以上減少した月があり、令和元年の売上が100万円以上の中小企業者 ※創業3年未満の場合特例あり。ただし、令和4年5月31日までに事業を開始していること。

【法人の場合】

直近の法人税確定申告書別表一に記載された「納税地」が久慈市であること。

【個人事業主の場合】

主たる事業所の所在地が久慈市であること。

給付金額

1 中小企業者あたり 10万円

申請受付期間及び提出書類等

申請に必要なもの

- ・ 印鑑（法人の場合代表者印）
- ・ 給付金振込先通帳の見開き1枚目のコピー
- ・ 確定申告書の写し

【法人の場合】

確定申告書別表一及び事業概況説明書

【個人事業主の場合】

確定申告書第一表及び青色申告の場合は
青色申告決算書

- ・ 売上減少がわかる売上台帳や試算表など

受付期間・場所

【受付期間】

令和4年6月13日(月)から

令和4年10月31日(月)まで

午前9時～午後4時(12時～1時を除く)

【受付場所】

久慈市役所1階

「事業者向け給付金申請窓口」

(市役所正面入口右手

[市民課の向かい側])

お問い合わせ

久慈市 産業経済部 商工観光課 商工振興係

TEL : 52-2123

【 対 象 業 種 一 覧 】

大	中分類	大	中分類		
C	05 鉱業、採石業、砂利採取業	H	48 運輸に附帯するサービス業		
D	06 総合工事業 07 職別工事業（設備工事業を除く。） 08 設備工事業	I	50 各種商品卸売業 ^{※1} 51 繊維・衣服等卸売業 ^{※1} 52 飲食料品卸売業 53 建築材料、鉱物・金属材料等卸売業 54 機械器具卸売業 55 その他の卸売業 ^{※1} 56 各種商品小売業 ^{※1} 57 織物・衣服・身の回り品小売業 ^{※1} 58 飲食料品小売業 59 機械器具小売業 60 その他の小売業 ^{※1} 61 無店舗小売業 ^{※1}		
E	09 食料品製造業 10 飲料・たばこ・飼料製造業 11 繊維工業 12 木材・木製品製造業（家具を除く。） 13 家具・装備品製造業 14 パルプ・紙・紙加工品製造業 15 印刷・同関連業 16 化学工業 17 石油製品・石炭製品製造業 18 プラスチック製品製造業（別掲を除く。） 19 ゴム製品製造業 20 なめし革・同製品・毛皮製造業 21 窯業・土石製品製造業 22 鉄鋼業 23 非鉄金属製造業 24 金属製品製造業 25 はん用機械器具製造業 26 生産用機械器具製造業 27 業務用機械器具製造業 28 電子部品・デバイス・電子回路製造業 29 電気機械器具製造業 30 情報通信機械器具製造業 31 輸送用機械器具製造業 32 その他の製造業				
F	33 電気業		J	67 保険業（保険媒介代理業、保険サービス業を含む。）	
G	38 放送業 39 情報サービス業 40 インターネット附随サービス業 41 映像・音声・文字情報制作業		K	68 不動産取引業 69 不動産賃貸業・管理業 70 物品賃貸業	
	H		42 鉄道業 43 道路旅客運送業 44 道路貨物運送業 47 倉庫業	L	72 専門サービス業（他に分類されないもの） 73 広告業 74 技術サービス業（他に分類されないもの）
			M	75 宿泊業 ^{※2} 76 飲食店 77 持ち帰り・配達飲食サービス業	
			N	78 洗濯・理容・美容・浴場業 79 その他の生活関連サービス業 80 娯楽業	
O			81 学校教育 82 その他の教育、学習支援業		
			P	83 医療業 85 社会保険・社会福祉・介護事業	
			Q	87 協同組合（他に分類されないもの）	
			R	88 廃棄物処理業 89 自動車整備業 90 機械等修理業（別掲を除く。） 91 職業紹介・労働者派遣業 92 その他の事業サービス業	

※1 風営法第2条第6項第5号又は第7項第2号に規定する営業を除く。

※2 風営法第2条第6項第4号に規定する営業を除く。